

「学校における働き方改革推進会議」設置要綱

奈良県教育委員会

(名称)

第1条 本会議は、「学校における働き方改革推進会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、学校の業務改善に関する推進方策に関することなど、学校における働き方改革に係る課題や取組について意見交換を行うことを目的とする。

(所掌)

第3条 会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- (2) 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- (3) 学校の組織運営体制の在り方
- (4) 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組み確立とフォローアップ等
- (5) その他、前条の目的達成のために必要となる事項

(組織)

第4条 会議は、別紙1に掲げる委員をもって組織し、奈良県教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、会長は奈良県教育委員会事務局教育次長をもって充てる。

- 2 会長は会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会議に会長が指名する会長代理を置き、会長に事故があるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキング)

第7条 会議に以下のワーキングを設置する。

- 2 ワーキングは別紙2に掲げる課室所の部長、課長補佐、室長補佐によって組織する。
- 3 ワーキングに委員長1名を置き、会長がこれを指名する。
- 4 ワーキングは、委員長が招集する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、ワーキングに関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議（ワーキングを含む）の庶務は教職員課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

「学校における働き方改革推進会議」委員名簿

	所 属 等
会 長	県教育委員会事務局教育次長
委 員	県教育委員会事務局教育次長
委 員	県立教育研究所長
委 員	奈良県都市教育長協議会会長
委 員	奈良県町村教育長会会長
委 員	奈良県国公立幼稚園・こども園長会会長
委 員	奈良県小学校長会会長
委 員	奈良県中学校長会会長
委 員	奈良県高等学校長協会会長
委 員	奈良県特別支援学校長会会長
委 員	県教育委員会事務局教職員課長
委 員	県教育委員会事務局高校教育課長
委 員	県教育委員会事務局義務教育課長
委 員	県教育委員会事務局特別支援教育推進室長
委 員	県教育委員会事務局人権・地域教育課長
委 員	県教育委員会事務局体育健康課長

「学校における働き方改革推進会議」ワーキング 関係課室所

教職員課

総務課

高校教育課

義務教育課

特別支援教育推進室

人権・地域教育課

体育健康課

教育研究所